

ろうきん 企業年金 NEWS

生活応援バンク
ろうきん

第22号

確定拠出年金法改正案、 次期国会で再び審議へ

- 確定拠出年金法改正案が継続審議に
- マイナンバー（個人番号）の取扱い



1. 確定拠出年金法改正案が継続審議に

企業年金NEWS第21号で紹介しました「確定拠出年金法等の一部を改正する法律案」は、2015年4月3日に第189回通常国会に提出されました。その後、2015年9月3日衆議院本会議において可決され、同日付で参議院へ送付されましたが、会期末を迎え参議院本会議にて継続審議となり、次期国会で再び審議されることになりました。

◆ DC改正案の概要

施行時期	主な内容
2017年1月1日	①個人型DCの加入可能範囲の拡大 ・公務員、専業主婦（夫）もDC加入者となることから、 全ての現役世代がDCの税制優遇を受けて資産形成を行うことができるようになること。 ②拠出規制単位の変更
公布日から2年以内	③簡易企業型DC制度の創設 ④DCから確定給付企業年金（DB）等へ年金資産の持ち運び（ポータビリティ）の拡充

*詳細は企業年金NEWS第21号を参照してください。

2. マイナンバー（個人番号）の取扱い

2013年（平成25年）5月31日付で公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」により、2016（平成28）年1月よりマイナンバー（個人番号）の行政利用が開始されます。これに先立ち、2015年（平成27）年10月以降、個人番号が記載された通知カードが、市区町村から住民票を有する全ての人に通知されることになっています。

この折、確定拠出年金（DC）に係るマイナンバーの利用範囲等に関し、取りまとめましたので、お知らせします。（次頁へ）

【確定拠出年金を導入する・している会員のみなさまへ】

「ろうきんDC定期預金」を商品ラインナップに加えませんか？

競争力のある金利水準・高い信用力から、多くの企業に選定いただいております。（2015.10.6時点）

ろうきん
DC定期（5年）
年利 **0.15%**



企業年金に関するご質問・ご相談は<ろうきん>へ

ろうきんが、労組向け「企業年金勉強会」を全国無料で開催します。
また、企業年金ホームページで関連情報を提供していますので、ご利用ください。

詳しくは・・・Webで検索

[ろうきん役割発揮宣言](#)

検索



マイナンバー（個人番号）の利用範囲

マイナンバー（個人番号）は安易な利用拡大を制限するため、当面、「社会保障分野」「税分野」「災害対策分野」の3分野に利用が限定されています。

法律上、マイナンバー（個人番号）の利用は認められましたが、当面、年金分野におけるマイナンバー（個人番号）の利用は見送られます。

(1) 個人番号の利用範囲

「社会保障分野」「税分野」「災害対策分野」の3分野に係る利用範囲は、次の通りになります。

マイナンバーの利用範囲	
社会保障分野	年金分野 ⇒年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。 ○国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務 ○国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務 A ○確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務 ○独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務 等 別表第一（第9条関係）
	労働分野 ⇒雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。 ○雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務 ○労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 等
	福祉・医療その他分野 ⇒医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。 ○児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 ○母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務 ○障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務 ○特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務 ○生活保護法による保護の決定、実施に関する事務 ○介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務 ○公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務 等
税分野	B ⇒国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。
災害対策分野	⇒被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。 ⇒被災者台帳の作成に関する事務に利用。
⇒上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用	

(出所) 内閣官房、内閣府「マイナンバー 社会保障・税番号制度 概要資料」

(2) 確定拠出年金（DC）に係る利用範囲

上記A、Bの取扱いは次の通りです。

	実施者	利用範囲	今後の取扱い
A	DCを実施する事業主	①企業型記録関連運営機関への通知。 ②加入者に関する原簿の記録と保存。 ③企業年金の給付・脱退一時金に関する事務。	年金分野における個人番号の利用は当面、見送られます。
B	DCを実施する事業主	資産管理機関に対し、源泉徴収票の提出を行わせるために必要となる「源泉徴収事務に記載する個人番号」を収集する事務。	【平成28年1月以降】 給付金（年金・一時金）の支払時、資産管理機関に作成が義務付けられている「源泉徴収票」などに、個人番号を記載する必要があります。

* DCの個人番号の利用については、源泉徴収票等への記載に限って認められ、それ以外の目的での利用については、制度施行後の状況を踏まえて検討される予定です。

<ろうきん>は労働組合の企業年金・退職金を守る取組みを支援しています。

制度研修会・加入者教育の講師派遣・個人型への移換手続きサポート等<ろうきん>にご相談ください。

【労働金庫連合会 営業推進部 Tel:03-3295-9341 Fax:03-3295-8039】

注) 本資料は情報提供を目的としており、加入者等に対する特定商品の推奨・助言を目的としたものではありません。

信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、情報の正確性、完全性が保証されているものではありません。